

東弁20人第109号
2008年7月3日

警視庁丸の内警察署
署長 中 俣 秀 見 殿

東京弁護士会
会長 山 本 剛 嗣

人権侵害救済申立事件について（警告）

当会は、申立人A氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、本件申立の相手方である貴署に対し、下記の通り警告致します。

記

第一 警告の趣旨

貴署職員は、2006（平成18）年6月4日に申立人が貴署職員から逮捕される直前に左足踵を骨折したことに対し、同日のB病院医師による入院の勧めを容れず、また、翌5日に同病院医師が1週間後にまた受診させるようにと指示したにも拘わらずこれを履践せず、更に同日以降負傷から約1ヵ月後の同年7月7日に至るまで申立人に医師の診察を受けさせず、この結果、申立人は骨折部位が変形し、普通に歩けなくなってしまいました。

貴所職員の上記行為は、申立人の適切な医療処置を受ける権利を侵害するものです。よって、今後二度とこのような人権侵害行為に及ぶことのないよう、また今後、被疑者・被告人の傷病に対する対応には十分注意と配慮をするよう、警告致します。

第二 警告の理由

一 認定した事実

調査の結果によれば、以下の事実が認められる。

(1) 2006（平成18）年6月4日、申立人は、覚せい剤取締法違反で逮捕されそうになったため、名古屋の自宅から逃走しようとしたところ、階段で転落して左足踵を骨折した。

申立人はその後特段の治療を施されることもなく貴署まで連行され、取調べを1時間受け、しばらく房で待たされた後、B病院に連れて行かれ、診療を受けるに至った。

受診までには受傷後6時間が経過していた。

B病院には2、3人の警察官が同行していた。

医師は、レントゲン写真を見て入院が必要である旨述べたが、貴署の警察官が、入院となると釈放が必要である等と言ったため入院はしないことになった。そして医師は申立人に対し、ギプスシーネ固定（簡易なギプス）を施した。

(2)翌5日、申立人は再びB病院で診療を受けた。

申立人の足は腫れがまだひどかったため、正式のギプスを施すことができなかった。

医師は申立人に対し、正式のギプスによる固定をするかまたは手術をする必要があるかを判断するため、1週間後にもう一度来院するよう指示をした。

また、必要な薬が1週間分処方された。

(3)貴署では申立人は、ギプスシーネ固定及び車椅子での生活であった。

申立人の収容されていた房には7人程の者が収容されていたが、同房者には申立人のひどい状態がわかるため、掃除を免除してもらうなどいろいろと助けてもらった。

(4)貴署職員は、同年6月5日の受診から1週間を経過しても申立人を病院に連れて行かなかった。

このため申立人は貴署の刑事に対し、病院に連れて行ってくれるよう何度も訴えた。しかし貴所職員は「忙しい」「上の者に聞かないとわからない」等と言い、申立人に対し、一向に医師の診療を受けさせなかつた。

この頃、申立人は、貴署の職員から連日取調べを受けていた。

(5)申立人の受傷から約1カ月後の同年7月7日、貴署職員は申立人を、貴署から徒歩2、3分の場所にあるC医院で受診させた。申立人は同医院で再度患部につきレントゲン写真を撮影された。

(6)その後申立人は被疑事件につき起訴され、東京拘置所に移監されたが、同年8月1日、申立人は、同拘置所で、骨折部位に変形が認められる（骨が斜めにくっついている）と言われた。

(7)当会人権擁護委員会委員が事情聴取をした2007（平成19）年12月11日の時点における、患部に関する申立人の訴えは以下の通りである。

踵があたると痛いため、松葉杖を使用しないと足が痛く、普通に歩くことができない状況である。また、踵をつけなくとも寒くなると痛むときがあるし、痛み止めの薬（アスピリン）を飲むことがある。

申立人の左足の長さが受傷前24.5cmから25.7cmくらいになり、25cmの靴が履けなくなってしまった。

二 判断

調査の結果によれば、申立人の左足踵の骨折部位は変形して癒合していることが認められるが、現在の通常の医療水準に照らせば、申立人は、2006（平成18）年6月4

日にB病院で入院を打診された際に入院して適切な処置を受けるか、または同病院の医師が翌5日に診療した際に1週間後の再受診の指示をした通りに同年6月12日頃に再度同病院の医師の診察を受けていれば、ギプスシーネ固定ではなく、正式のギプスをされたりまたは手術を施されたりするなどして、患部が変形癒合することはなかつたと推測される。

とすれば貴署の職員が、

2006（平成18）年6月4日に、B病院の医師から入院を打診されたにもかかわらず、それを容れなかつたこと、

翌5日にB病院の医師から指示のあった1週間後の再受診を履践しなかつたことは、申立人の適切な医療的処置を受ける権利を侵害したものといわざるを得ず、しかも、の再受診をさせなかつた件については、申立人が再三これを訴えていたにも拘わらずこれを聞き入れずに1カ月間も放置していたものであつて、その権利侵害の程度は重大である。

よつて、第一記載の通り警告をする。

以上